

定期報告対象建築物及び特定建築設備等の報告時期

【建築物】

6/1

(上：4月1日～9月30日 下：10月1日～3月31日)

対象用途	報告周期	報告始期	H27		H28		H29		H30		H31		H32		H33		H34	
			上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
劇場、映画館又は演芸場	2年	H29.4.1～ H30.3.31																
観覧場(屋外観覧場は除く)、公会堂 又は集会場	2年	H29.4.1～ H30.3.32																
病院、有床診療所、養老院等	2年	H29.4.1～ H30.3.31																
児童福祉施設等	2年	H29.4.1～ H30.3.31																
旅館、ホテル	2年	H30.4.1～ H31.3.31																
共同住宅、寄宿舎	2年	H29.4.1～ H30.3.31																
学校(付属する体育館を含む)	3年	H29.4.1～ H30.3.31																
体育館、ボーリング場、スキー場、ス ケート場、水泳場、スポーツの練習場	3年	H29.4.1～ H30.3.31																
博物館、美術館、図書館	3年	H29.4.1～ H30.3.31																
百貨店、マーケット、展示場、 物品販売業を営む店舗	2年	H30.4.1～ H31.3.31																
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴 場、待合、料理店、飲食店	2年	H30.4.1～ H31.3.31																
事務所	3年	H29.4.1～ H30.3.31																

* 従前から指定されていた用途のうち、劇場・観覧場等、病院等、児童福祉施設等、旅館・ホテル、百貨店等、キャバレー等の建築物について、報告時期を変更し始期及び終期を同一年度内とした。

* 平成28年5月31日に指定されていた建築物で、改正前の報告時期が平成27年10月1日から平成28年9月30日までのものは、改正後においても当該時期に報告が必要となり、平成29年4月1日以降に改正後の報告時期が適用されることとなります。

* 建築物を新築又は改築(一部の改築を除く)した場合で建築基準法に基づく検査済証が交付された場合は、その直後の時期の報告は免除されます。(建築基準法施行規則第5条第1項)

改正前の報告時期 (H28.6以降経過措置含む) 改正後の報告時期

【特定建築設備等】

6/1

(上：4月1日～9月30日 下：10月1日～3月31日)

種別	報告周期	報告始期	H27		H28		H29		H30		H31		H32		H33		H34	
			上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下		
昇降機	1年	H29.4.1～ H30.3.31																
昇降機以外の建築設備	1年	H29.4.1～ H30.3.31																
防火設備	1年	H30.4.1～ H31.3.31																
準用工作物	1年	H29.4.1～ H30.3.31																

* 平成28年5月31日に指定されていた建築設備等で、改正前の報告時期が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものは、改正後においても当該時期に報告が必要となり、平成29年4月1日以降に改正後の報告時期が適用されることとなります。

* 昇降機、建築設備等及び準用工作物を新たに設置した場合で、建築基準法に基づく検査済証が交付された場合は、その直後の時期の報告は免除されます。(建築基準法施行規則第6条第1項及び第6条の2の2第1項)

改正前の報告時期 (H28.6以降経過措置含む) 改正後の報告時期